

答 申 第 4 号  
平成 18 年 6 月 26 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次 様

津市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 樋 上 陽

諮問案件について（答申）

平成 18 年 5 月 12 日付け津市水営第 236 号で諮問のあった外部との通信回線による電子計算機の結合（以下「本件結合」という。）について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

本件結合については、公益上必要であり、かつ、津市個人情報保護条例（平成 18 年津市条例第 24 号）において、実施機関から個人情報の処理等の委託を受けた者の講ずべき措置及びその者の責務について規定している等個人情報の保護に関し必要な措置が講じられているので、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断します。